

公の施設に係る指定管理者の選考について

施設名	滋賀県立スポーツ会館	
所管課	スポーツ課	
現行指定管理者	(公財)滋賀県スポーツ協会・日本管財(株)グループ	
設置年月	昭和59年8月	
所在地	大津市御陵町4-1	
設置目的	地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第30条の規定に基づき、県民の心身の健全な発達と体育・スポーツの普及振興を図るため。	
施設概要	敷地面積:2,173.80㎡ 建築面積:1,338.72㎡ 延床面積:3,061.02㎡ 施設構造:鉄骨鉄筋コンクリート造3階建 施設内容: アリーナ 580㎡(バスケットボール1面、バレーボール1面) トレーニング室 468.5㎡	
管理経費(令4見込額)	57,669,000円	
財源内訳	利用料金収入(令4見込額)	19,270,000円
	指定管理料(令4予算額)	38,223,000円
	その他収入(令4見込額)	176,000円
指定管理者制度選考方針	経過	平成17年度に指定管理者を非公募、期間は5年間(H18.4.1~H23.3.31) 平成22年度に指定管理者を公募、期間は5年間(H23.4.1~H28.3.31) 平成27年度に指定管理者を公募、期間は5年間(H28.4.1~R3.3.31) 令和2年度に指定管理者を公募、期間は2年間(R3.4.1~R5.3.31)
指定管理者制度選考方針	方針	令和7年に開催される第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会に向けた準備においてスポーツ会館の建物を活用するとともに、現行の運動施設機能の一部(トレーニング室およびアリーナ)を継続することとし、引き続き、指定管理者による管理運営を行う。
	募集方法	非公募
	指定単位	単独
	指定期間	令和5年4月1日~令和6年3月31日の1年間
	参考額見込み(年額)	770万円程度
備考		

県立スポーツ会館の管理運営について

1. 施設の概要

設置：昭和59年（1984年）

規模等：土地 2,173.80 m²

建築面積 1,338.72 m²

延床面積 3,061.02 m²

土地：大津市から借受（公園施設設置管理許可）

管理：指定管理 令和3年度～4年度

（指定管理者）（公財）滋賀県スポーツ協会・日本管財（株）グループ



2. 令和5年度以降の管理運営について

県立スポーツ会館について、滋賀ダイハツアリーナ竣工後の利活用について検討してきたところですが、今後、令和7年度に本県で開催する国スポ・障スポ大会に向けた準備において建物を活用するとともに、現行の運動施設機能の一部を継続することとし、引き続き、指定管理者による管理運営を行う。

国スポ・障スポ大会に向けた準備での活用

大会準備に向けて必要となる本部機能や競技用備品等の資材保管のスペースとして活用

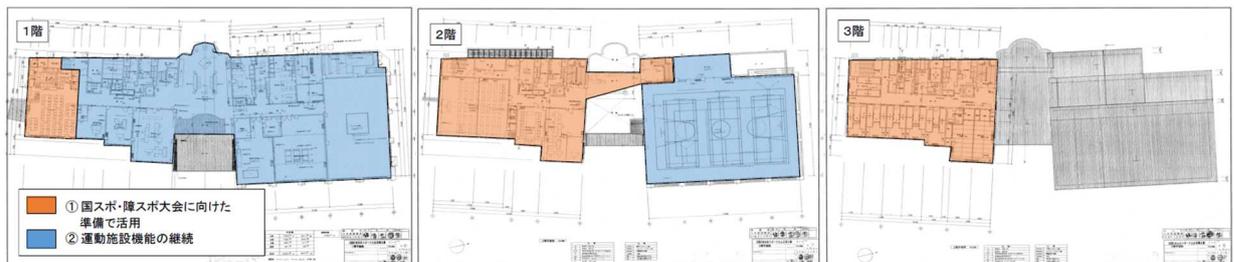
・建物1階（食堂部分）、2階（アリーナ除く）、3階 約1,237 m²

運動施設機能の継続

トレーニング室、アリーナの機能を継続し、運動施設としての役割を維持

・建物1階（食堂を除く）、2階（アリーナ部分） 約1,824 m²

《スポーツ会館 平面図》



3. 管理運営の方法

指定管理による管理（1年ごとに更新）

4. 令和8年度以降の施設の方向性

県立施設としては廃止し、その後の利活用について地元大津市と協議

5. スケジュール

令和4年12月 常任委員会報告

令和4年12月～1月 指定管理者の選考（非公募）

令和5年2月 2月定例会議 指定管理者の指定議案提出